

お知らせ 2011年度 経営審査制度変更 による機械保有での加点について

機械保有による加点

- ・ 2011年度の経営審査制度より、災害復旧などの緊急工事に対する防災の観点から、機械を保有し機動的に活動できる業者に対して、「社会性等の評価（W）」で評価されることとなりました。
- ・ 1保有につき1点、最大15点まで加点されます。

対象機種

重機ショベル



ミニショベル



ブルドーザ

注) 自重が3t以上のものに限られます



ホイールローダ



ミニホイールローダ

注) 但し、バケット容量0.4m³以下の機械は対象外



申請に必要な要件

- ・ 売買契約書の写しなど、購入の事実が証明できる書類の提出。
- ・ リース契約、長期レンタル契約している物件については、審査基準日から1年7カ月以上の契約期間を有する物件に限る。
(リース契約書の写しを提出)
- ・ 機械が正常稼働できる状態にある証明として特定自主検査記録表の提出。

【お問い合わせ・

特定自主検査のご用命はこちらへ】



日商機材株式会社

松江支店

松江市東津田町808-1
TEL(0852)24-2121
FAX(0852)27-1201
matsue@nissho-kizai.com

米子支店

米子市両三柳4211-1
TEL(0859)29-6151
FAX(0859)24-0931
yonago@nissho-kizai.com

出雲支店

出雲市瀬分町1996-1
TEL(0853)63-4621
FAX(0853)63-4631
izumo@nissho-kizai.com